

G・A・コーエンの分配的正義の構想

——アドバンテージとアクセス——

園 辰 也

序

経済学者のアマルティア・センは「何の平等か? (Equality of What?)」(1979)のなかで、社会において平等が実現される範囲を確定するためにどのような基準が用いられるべきか、また、人々の境遇のうちのいかなる面が平等を実現する上で重要なものとして考慮されるべきか、という二つの観点から平等に関する考察を展開した。この二つの問いはそれぞれ、平等をめぐる議論において常に焦点となる、機会の平等か直接的平等(結果の平等)か、また厚生(効用)の平等か資源(財)の平等か、という二組の対立軸の各々に対応している。つまり、この二つの問いは分配的正義の問題に取り組む平等主義者たちにとって、避けることのできない重要な問いなのである。

政治哲学者のG・A・コーエンもまた、この二つの問いに

向き合った平等主義者の一人である。彼は「平等主義的正義の潮流について (On the Currency of Egalitarian Justice)」(1989: 以下「平等主義的正義」)のなかで、ロールズやドゥオーキンといった他の平等主義者のこれらの問いに対する回答——すなわち彼らの分配的正義の構想——を批判的に検討している。そして、その上で彼は、センの問いに対する彼自身の回答として、「アドバンテージへのアクセスの平等 (equality of access to advantage)」という興味深い構想を提唱している。

本稿の目的は、「平等主義的正義」における議論を踏まえ、コーエンの分配的正義の構想の中心的な二つの概念であるアドバンテージとアクセスの意味を明らかにし、彼の構想の意義を考察することである。

一・ 選択と運

一・ 一・ 責任的賠償の理念

ジョン・ロールズの『正義論』(1971)を出発点として、ロナルド・ドゥオーキン、アマルティア・セン、リチャード・アーネソンらによって展開されてきた現代の分配的正義の諸理論に通底しているのは責任的賠償という理念である。これは、社会的な補償の対象として考慮されるべきなのは、個人がこうむった不利益のうち、彼の責任に帰される自発的な不利益ではなく、彼に責任を帰することのできない非自発的な不利益である、という考え方である。

それまでの主要な分配的正義の構想であった功利主義に対して、ロールズが社会的基本財 (social primary goods) を中心とする構想を提示した背景には、功利主義をはじめとする厚生主義的分配論では個人が結果として得た効用にのみ焦点が当てられ、その効用を得るために彼が何をしたか、あるいはしなかったかという効用の獲得過程が顧みられないことへの不満があったと言える。つまりロールズは、厚生主義的分配論に個人の効用獲得過程での責任の観点が抜け落ちている点を問題視し、効用そのものではなく効用を獲得する手段である諸種の基本財を分配の評価基準とすることで個人の責任を反映した理論を目指したのである。こうした問題意識の背

後には明らかに上記の理念が存している。

だが、ロールズはこのように責任的賠償という理念の重要性を自覚しつつも、その理念を完全に体現した理論の構築には至っていない。なぜなら、権利や機会、富といった社会的基本財を分配の評価基準とする彼の分配理論においては、同量の基本財を所有しつつもそれを使用して何らかの利益を生み出す先天的能力において異なる二者の間の境遇の違いが看過されてしまうからである。つまり、彼の理論では資質や能力の相違という非自発的な要因が分配にもたらす影響が完全には排除されていないのである。

こうした問題点を踏まえ、ロールズの着想を基本的には継承しつつ、「資源の平等 (equality of resources)」と呼ばれるより精緻な分配的正義論の体系を構築したのがドゥオーキンである。彼は、物的資本財等の譲渡可能な外的資源のみならず、個人の資質や才能、あるいはハンディキャップ水準といった譲渡不可能な内的資源をも含めた包括的な概念である資源を分配の評価基準とすることで、先天的資質の相違の影響が排除されないというロールズの分配論の問題を解決しようとした。またドゥオーキンは、個人がこうむる不利益を、彼自身の選好の結果として特徴づけられる不利益と外的・内的資源の不足として特徴づけられる不利益に分け、後者のみを社会的補償の対象とした。それは、彼が選好を個人の意志

により形成されたものと見なす一方、各人が保有する外的・内的資源の相違を個人の意志を超えた環境的要因として捉えるからである。⁽⁵⁾ その意味でこの選好・資源区分もまた、責任的賠償の理念の彼なりの表現であると言える。

そして、コーエンのアドバンテージへのアクセスの平等もまた、責任的賠償という理念に主眼を置いた分配的正義の構想である。彼は「平等主義的正義」において、平等主義を突き動かす基本的な動機は分配における搾取 (exploitation) とブルート・ラック (brute luck) の影響を取り除くことであると述べている。⁽⁶⁾ ここで言う搾取とはある人から不当に利益を奪うことであり、例えば、ある人が他の人の容易に避けられるはずの浪費のために費用を負担するとき、コーエンは彼が搾取されていると言う。⁽⁷⁾ またブルート・ラックとは、避けることができたはずのリスクの結果ではない不運であり、個人の選択を反映したオプション・ラック (option luck) の対極にある。⁽⁸⁾ つまり、搾取とブルート・ラックの両者はともにある人が彼自身の責任によらない不利益をこうむる事態を表す概念である。したがって、彼はここで非自発的な不利益の排除という責任的賠償の理念が平等主義の主要な目的であると主張しているのである。

だが、そのようにロールズやドゥオーキンと同じ理念を共有しつつも、コーエンは「平等主義的正義」において、ドゥ

オーキンの不利益についての選好・資源区分はこの理念を十分に反映することができないと批判する。その上で彼は、責任的賠償の理念により忠実な区分として選択 (choice) と運 (luck) という独自の区分を提示する。

責任的賠償の理念を適切に反映した不利益の区分とは何かに関するコーエンのこの議論は、彼が提示したアドバンテージとアクセスという二つの概念を理解する上で、重要な手がかりになると思われる。

一・二・選好・資源区分と選択・運区分

ドゥオーキンはロールズと同様に、厚生主義に対する批判を通じて資源の平等という自己の立場の正当化を試みている。彼は厚生主義的分配論のなかでも特に、各人が達成する厚生水準が平等のように財を配分するという「厚生平等 (equality of welfare)」に焦点を当て、それに対していくつかの反例を提示している。コーエンはそのうち高価な嗜好 (expensive taste) に関する批判と障害に関する批判の二つを取り上げ、それらが資源の平等の正当化に成功していないと指摘する。以下、この二つの批判とそのそれぞれに対するコーエンの反論を見ていきたい。

第一に、高価な嗜好に関するドゥオーキンの批判とは、厚生平等では一定の効用レベルに達するために他の人よりも

多くの財を必要とする人、つまり高価な嗜好を持つ人が適切に扱われないというものである。例えば、贅沢な生活を送り豪勢な食事でない人と質素な生活を送り必要最低限の食事で満足する人がいる場合、厚生⁽⁹⁾の平等は二人の効用水準の平等化を目指すため、後者よりも多くの財が前者に分配されることを支持する。だがドゥオーキンによれば、それは公平な分配とは言えない。なぜなら、前者が持つ高価な嗜好は彼自身が形成したものであり、彼に追加的な財を分配することは彼の責任を看過することだからである。ドゥオーキンはこの批判によつて、厚生ではなく資源を基準とし、選好の結果としての不利益ではなく資源の不足を補償の対象とする自己の立場のほうが、責任を反映したより公平な分配を可能にすることを示そうとする。

これに対して、コーエンはまず、ドゥオーキンの批判が厚生⁽⁹⁾の平等に一定の修正を加えることで解決可能であると言⁽¹⁰⁾う。その修正とは、各人の厚生⁽⁹⁾それ自体ではなく、厚生を得るための機会を平等にすることであり、より具体的には、各人の効用関数の相違を考慮した上で、人々が等価な選択肢の集合⁽¹¹⁾に向き合えるように財を分配することである。この修正された見解は「厚生⁽⁹⁾の機会の平等 (equality of opportunity for welfare)」と呼ばれる。なお、政治哲学者のリチャード・アーネソンがこの考えの提唱者である。この立場では、等価

な選択肢の集合の下で人々が実際にどのような選択を行い、その結果どの程度の効用を得るかは彼ら自身の責任と見なされるので、厚生⁽⁹⁾の平等とは異なり、個人の責任を反映した分配が可能となる。ただ、コーエンはこの見解を全面的に支持するわけではない。その理由については後述する。

次にコーエンは、ドゥオーキンの批判の背後にある、高価な嗜好を含めたすべての選好は個人が形成したものであり、彼の責任に属する事柄であるという想定が誤りであると指摘する。というのも、ある人が持つ選好の一部は彼が先天的に持っている自然的傾向性 (natural inclinations) や他の環境的要因に影響されており、必ずしも常に彼の意志によつて規定されているわけではないからである。コーエンは、すべての選好を一概に個人の責任と見なすことはできず、たとえ高価な嗜好であつても、それが非自発的に形成されたものであれば、責任を問うことができないと主張する。

さらにコーエンは、選好の場合と対照的に、ドゥオーキンが個人の責任を問えない環境的要因と規定した資源のなかにも、自発的に形成されたものと先天的に付与されたものの両者が存在することを指摘する⁽¹²⁾。そして、これらの点を踏まえ、彼は以下のように言う。

私は個人の制御を超えた不利益に対して補償すべきであ

り、不運な資源の付与と不運な効用関数⁽⁵⁾の間に線を引くべきではないと信じる。「正当な」理由のない高価な嗜好を持つ人と同様に、結果を顧みずに能力の発達を怠つたために能力が低い人もまた我々に対して「補償を」要求する権利を持たない。平等主義的観点からは、やむを得ざる事情で高価な嗜好を形成した人とやむを得ざる事情で価値ある資源を失った人の間に道德的差異はない。正しい区分は選好と資源の間ではなく責任と不運の間にある⁽⁶⁾。

コーエンはここで、選好の結果としての不利益と資源の不足のどちらにも責任を問える場合とそうでない場合があるのだから、非自発的な不利益への補償という理念に照らして、ドウオーキンの選好・資源区分は恣意的であると言う。そして、真に責任を反映した区分は自己の提示した選択と運の間の区分であると主張している。

それでは次に、ドウオーキンの障害に関する批判とそれに対するコーエンの反論を検討する。まず、ドウオーキンの障害についての批判とは、障害を持つ人々に対して、厚生⁽⁷⁾の平等では障害が彼らに与える効用の面での影響を調べた上で補償するか否かを決めることになるが、それは平等主義的直観にそぐわない、というものである。例えば足が不自由で車い

すが必要な人に対して、厚生⁽⁷⁾の平等では彼の効用の情報が重視され、彼がもし十分な効用のレベルに達しているならば補償は行われない。しかし平等主義者であれば、彼が満ち足りているか否かにかかわらず、彼に車いすを提供したいと考えるであろう。つまり、平等主義的直観に基づけば、足の障害という資源の不足によつて引き起こされる厚生⁽⁷⁾の不足ではなく、資源の不足それ自体が補償の対象とされるべきである、というのがドウオーキンの批判である。彼はこの批判によつて、厚生⁽⁷⁾の不足ではなく資源の不足を補償の対象とする自己の立場の正当性を強調しようとする。

だが、これに対してコーエンは、障害に関する別の例を提示することで反論する。その例とは、腕を動かす能力においては何の問題もなく、むしろ人よりも優れているものの、腕を動かした後に、あるいはそれと同時に激しい痛み⁽⁸⁾に襲われる人の例である。この場合、彼は資源の面での不足もないが、厚生⁽⁷⁾の面での不足、すなわち苦痛をこうむっている。

コーエンは、もし彼の苦痛を和らげる薬があれば、たとえそれが高価なものであつても、平等主義者は足の不自由な人に車いすを提供する場合と同様、この薬を彼に提供したいと考えるはずであると言う。というのも、「ある人の明白な足を動かす能力の欠如と腕を動かす際の痛みへの傾向性はともに彼に責任を負わすことのできない不利益である⁽⁹⁾」からだ。

厚生不足も資源の不足と同様、個人の責任を反映していない場合、平等主義者による配慮の対象とされるべきである。しかし、「ドウオーキンの理論では厚生は平等のためのわずかな余地さえない。」

つまり、コーエンはこの反例を通して、非自発的な不利益の排除という平等主義の理念に忠実な立場からは、厚生不足を無視し、資源の不足のみを補償の対象とするドウオーキンの選好・資源区分が一面的でしかないと指摘しているのである。この理念に即するならば、厚生不足と資源の不足の間に線を引くことができないはずだ、というのがここでのコーエンの批判の趣旨である。

以上に見てきたように、コーエンは、資源の不足のみを補償の対象とし、選好の結果としての不利益（高価な嗜好）と厚生不足（腕の痛み）の両者を考慮しないドウオーキンの区分が極めて恣意的であると主張する。それは非自発的不利益の補償という考えに即せば、この三者のどれにも補償の対象となる可能性がある一方、資源の不足であっても、それが個人の責任に帰される場合は補償の対象とならないはずだからである。

コーエンはドウオーキンの区分のこうした問題点を踏まえ、個人が自らの意志で選び取ったことの帰結以外の、厚生と資源の両面を含むすべての非自発的不利益を補償の対象と

する選択・運区分を提示する。⁽¹⁾ この両者の相違をより明確にするために、ここでは最後に、それぞれの区分において補償される不利益の範囲を確認しておきたい。

ドウオーキンの選好・資源区分では、不利益と補償の対応関係は以下のようになる。

選好の結果としての不利益 ① ↓ 補償されない

資源の不足 ② ↓ 補償される

厚生不足 ③ ↓ 補償されない

これに対して、コーエンの選択・運区分では選択の帰結以外の不利益はすべて補償の対象となるので、①、②、③の三者とも、それが選択を反映した自発的なものでない限り補償を受けることになる。このようにコーエンの区分はドウオーキンの区分に比べ、補償の対象として扱う不利益の範囲が広い。またそれは、ドウオーキンの区分では無視されていた非自発的な不利益を考慮の対象とする点で、責任的賠償の理念により忠実な区分であると言える。

二．アドバンテージとアクセス

二．一．アドバンテージ

コーエンは「平等主義的正義」において「私の見解では、根本的な平等主義の目的の大部分は分配におけるブルート・ラックの影響を取り除くことである」と述べている。前章で論じたコーエンの選択・運区分は、このブルート・ラックの排除という平等主義の目的を定式化したものであると言える。

これに対して、アドバンテージへのアクセスの平等は、上記の平等主義の目的を実現するための手段の位置を占めていると言える。つまり、アドバンテージとアクセスという二つの概念は、選択・運区分によって表現された基本的なアイデアを具体的な分配の構想へと結実させるために提示された概念であると言えるだろう。選択・運区分とアドバンテージ、アクセスのこうした関係を踏まえた上で、ここではまず、アドバンテージについて論じたい。

すでに述べたとおり、コーエンの選択・運区分は、個人の選択の帰結以外の厚生・資源の両面の不利益が補償されることを要求する。この目的を実現するためには、補償に先立つて人々がいかなる分配状況にあるか——すなわち彼らが不利益をこうむっているか否か——を判定する際の基準もまた、

厚生と資源の両者の観点を含むものでなければならぬ。コーエンがアドバンテージ概念を提示した背景にはこのような考えが存していると思われる。

彼は「平等主義的正義」において以下のように述べている。

明白であると思われることは、資源の不足と厚生への不足がアドバンテージの欠如の異なる形式であり、それらの不足のそれぞれが、かなりの程度異なる下位区分を包含していることである。すなわち、貧困と身体の虚弱は資源の不足のなかの非常に異なる種類であり、落胆と目標を達成しそこなうこと（つまり選好充足に失敗すること）は厚生への不足の非常に異なる種類である。⁽²³⁾

コーエンは同論文の別の個所で、厚生という言葉に、望ましい意識の状態として規定される快楽的厚生 (hedonic welfare) と自分の望むことが実現された際に生じる選好充足としての厚生 (welfare as preference satisfaction) という二つの意味があると指摘しているが、引用中の厚生への不足の二つの下位区分はこの区別を念頭に置いた表現であると思われる。このことを踏まえて説明すると、コーエンはこの引用箇所、外的・内的の両者を合わせた資源における不足と、望ましい意識の状態と選好充足という二つの意味を含む厚生

の面での不足が、ともにアドバンテージの欠如という形で表現されると主張している。

ここから明らかなように、アドバンテージとは、人々の境遇を評価する上でまったく別個の観点である資源と厚生との両者を包摂した概念である。また、それは資源の不足と厚生との不足という異なる種類の不利益を同様に考慮の対象とすることができるという意味で、選択の帰結以外のすべての非自発的な不利益の是正という選択・運区分の目的に適った分配の評価基準であると言える。

それでは、資源や厚生ではなくアドバンテージを分配の評価基準とすることで、実際にどのような政策上の相違が導かれるのだろうか。この点を明らかにするために、コーエンは安価な高価な嗜好 (cheap expensive tastes) を持つジュードの例を挙げる⁽²⁵⁾。ジュードは恵まれた効用関数を持ち、より少ない資源で人々と同じ厚生レベルに達することができる。その意味で彼の嗜好は安価である。しかし彼はあるとき、従来の嗜好に比べてより多くの資源を必要とする嗜好を持つようになった。この嗜好を満たすために必要となる資源は、依然として他の人々よりも少ないものの、彼は従来もつと少ない量の資源で満足することができた。その意味で彼の新しい嗜好は高価である。

厚生⁽²⁶⁾の機会の平等では、彼の新しい嗜好を満足させるため

の追加的な資源の分配は行われぬ。なぜならこの立場からは、本来彼はもつと少ない財で満足できるはずだから、追加的な財を与えなくても彼の厚生⁽²⁷⁾の機会の平等は保たれると考えられるからだ。他方、資源の平等においては、ジュードが人よりも安価な嗜好を持つことや、彼が以前よりも高価な嗜好を持つようになったこと等の選択にまつわる情報は、はじめから補償に関する考慮の対象とならない。そのため、この立場では、ジュードがいかなる効用関数を持っているかにかかわらず、彼が他の人々と同量の資源を持つことが支持される。

これに対してアドバンテージの立場では、厚生⁽²⁸⁾の機会の平等と異なり、ジュードの新しい嗜好を満たすために資源を分配することが認められる。というのも彼は追加的な資源を受けたとしても、依然として他の人々よりも少ない資源と標準的な厚生を得るだけだから、アドバンテージの観点からは過払いを受けていると言えないからである。つまり、アドバンテージの観点からは、ジュードの新しい嗜好は高価なものとは見なされないのである。

他方、資源の平等と異なり、アドバンテージの立場ではジュードが他の人々よりも相対的に少ない量の資源を与えられることが容認される。というのも、この立場では、資源のみならず厚生⁽²⁹⁾の面での情報も考慮されるため、彼が他の人々

よりも少ない資源で標準的な効用に達することができれば、それ以上の資源を与える必要はないと考えられるからである。換言すれば、アドバンテージの立場からはジュードの新しい嗜好は安価なものとは見なされない、ということである。要するに、アドバンテージを用いることで、厚生と資源のどちらか一方に偏することなく、人々の境遇をより総合的で柔軟な観点から評価できるようになる、というのがここでのコーエンの議論の主意である。

以上の考察によりアドバンテージ概念の基本的な内容は明らかになったが、さらに、この概念に関して留意しておかなければならない点が二点ある。一点目は、「アドバンテージとして適切に考慮されたものであれば何であれ、私はそれに対するアクセスの平等を支持する」という彼の言葉に示されているとおり、アドバンテージの意味は厚生と資源の二側面に限定されているわけではないことである。しかし、残念ながら、「平等主義的正義」においては厚生と資源以外のいかなる側面がアドバンテージとして考慮されるべきかが、明示されていない。なお、この問題は次章の第二節で改めて考察したい。

また二点目は、彼が資源と厚生との両者を含むより包括的な概念の呼称としてアドバンテージを用いることに完全に満足しているわけではないことである。彼によれば、その理由の

一つはアドバンテージがしばしば他の人に比べてより有利な位置にあることを示すために用いられることである。彼のアドバンテージ概念は他の人との比較という観点を取り除いた形で理解されなければならない。

二・二・アクセス

アドバンテージ概念は、コーエンの選択・運区分を具体的な分配の構想へと発展させる上で重要な役割を果たしている。しかし、この概念だけでは、コーエンの構想はセンの問いに対する完全な回答とはならない。というのも、アドバンテージはセンの二つの問いのうち、人々の境遇のいかなる面が平等を実現する上で考慮されるべきか、という後者の問いに対する回答だからである。それゆえ、彼の構想がセンへの完全な応答となるためには、いかなる次元での平等が実現されるべきかに関する前者の問いが考慮されなければならない。本節で扱うアクセスはこの前者の問いに対する回答として提示されたものである。

コーエンは、このアクセスという概念を機会の平等に対する批判の過程で提示する。彼は、厚生と資源の平等を厚生の平等よりも優れた見解として位置づける。それは、厚生の機会の平等が、厚生と資源においては看過されていた個人の責任を反映した分配を可能にするからである。その点から見れば

ば、コーエンは直接的平等ではなく機会の平等を支持していると言える。しかし、彼にとって機会の平等は最善の見解ではない。

彼は「平等主義的正義」において、なぜアドバンテージへの機会の平等よりもアドバンテージへのアクセスの平等の方が優れた考えなのかという問いを提起した上で以下のように言う。

ある人の機会は、彼が強く賢いか、または弱く愚かにかかわらず同一である。もし彼が弱く愚かである故に機会を十分に活用することができないとしても、それは彼が機会をもたないことを意味しない。しかし、それにもかかわらず個人の能力の面での不足は平等主義者の関心を引く。それは、その不足がたとえ価値ある事物を得るための機会を減少させないとしても、価値ある事物に対するアクセスを減少させるからである。したがって、私はアクセスの方が好ましいと考える。

コーエンはここで、機会の平等においては各人の先天的な資質や能力の差異が見過ごされてしまうことを問題視している。たとえ機会の平等が実現されたとしても、その機会を活用して何らかの価値ある事物を得る能力が異なるのであれ

ば、それは平等主義者にとって望ましい事態だとはいえない。というのも先天的能力の差異は個人の責任に属さない環境的要因であり、それが是正されなことは、非自発的な不利益の排除という平等主義の目的の実現を妨げるからである。以上がここでのコーエンの批判の趣旨である。

また、同書の別の個所で彼は、「ある人が所有していない何かに対してアクセスを持つのは、彼がそれを得るための機会と能力の両方を持っている場合だけである」と言う。ここからも、コーエンが、何かを得るための機会が平等化されただけでは不十分であり、その機会を実際に利用する能力が平等化されなければならないと考えていることが分かる。

これらの言説を踏まえれば、アクセス概念は、機会を実質的に使用する能力として規定することができるだろう。このように規定したとき、この概念は、機会の要素を含む点で、個人の責任を看過するという直接的平等の弊害を避けることができ、また、各人の先天的能力の差異を容認しないという点で、機会の平等が抱える問題を解消することが可能である。その意味で、アクセスの平等は直接的平等と機会の平等のどちらにおいても十分に達成されなかつた非自発的な不利益の排除という課題に対する有効な回答になっていると言える。

そして、前節のアドバンテージとこのアクセスの関連を見

る上で注目すべきなのは、「人々のアドバンテージの不平等は、その不平等がアドバンテージへのアクセスの不平等を表しているとき不正である」という言葉である。ここから明らかのように、コーエンにとって補償の対象とされるべきなのは、アドバンテージの不平等のうち、その不平等がアドバンテージに対するアクセスの不平等として特徴づけられる場合だけである。というのもアドバンテージの不平等のなかには個人の選択の帰結としての不平等も含まれているからである。真に非自発的な不利益と言えるのは、アドバンテージの不足が同時にアドバンテージへのアクセスの不足を意味する場合のみである、というのがコーエンの見解である。

このように見ていくと、非自発的な不平等の排除という平等主義の目的は、これら二つの概念のうちのどちらが欠けても達成されないと見える。換言すれば、コーエンの選択・運区分は、アドバンテージとアクセスの両者がそろってはじめ具体的な分配の構想へと展開することができるのである。

三. コーエンの分配的正義の構想の意義

三. 一. 分配的正義論の展開における位置づけ

本稿の冒頭でも触れたように、何を平等にすべきかをめぐる論争は二つの別個の対立軸からなっていると見える。すな

わち、一つは、直接的平等（結果の平等）と機会の平等の間の対立であり、もう一つは資源と厚生との対立である。以上に見てきたコーエンの分配的正義の構想は、この二組の対立軸のそれぞれに対し新たな視点をもたらしたものとして意義づけることができる。

前章において見たように、まずアクセスの平等という着想は、ある利益を獲得するための機会でも、利益それ自体でもなく、その利益への機会を実質的に利用する能力が人々の間に平等に分配されることを求めるものである。その意味で、アクセスの平等は機会の平等と結果の平等の中間に位置づけることができる。

次にアドバンテージという概念は資源と厚生のそれぞれを部分集合として包摂する、より包括的な分配の評価基準として提示されている。したがってこの概念もまた、功利主義をはじめとする厚生主義的分配論とロールズやドゥオーキンの非厚生主義的分配論のどちらの基準とも異なる新たな分配の評価基準として位置づけられる。

そして、従来の平等にまつわる対立軸を超えるこの二つの概念に共通して言えることは、それらが責任的賠償という理念により忠実な分配の構想を求めるコーエンの意図を反映していることである。

まず、アクセスの平等に関して言えば、それは、結果の平

等において個人の責任が看過されることと機会の平等において各人の資質や能力といった非自発的な要因が分配に影響を与えてしまうことの両者を避け、責任を反映しつつ資質に影響されない分配を実現するために必要とされたと言える。

また、アドバンテージに関しても、その基礎には、個人の責任によらない不利益への補償という理念に照らして、資源か厚生かという二者択一的な区別は恣意的であり、両者ともに責任を問える場合と責任を問えない場合がある、という発想がある。

このように見ていくと、コーエンのアドバンテージへのアクセスの平等は、ロールズやドゥオーキンの分配的正義論の根底にありながらも、それらの理論においては十分に表現されてきたと言えない責任的賠償の理念を、より忠実に反映することを目指した分配的正義の構想であると言いうことができる。またそれは、この理念の徹底の過程で、従来の枠組みに止まらない新たな平等の枠組みへの移行の必要性を示した極めて示唆的な構想であると位置づけることができるだろう。

三、二、アドバンテージ概念と自律性

これまで、コーエンの構想が従来の分配的正義の諸理論に対して持つ意義についてやや概略的に論じたが、本節では特にアドバンテージ概念に関して、それが持つ意義をより具体

的に検討してみたい。その際に注目したいのは、人々の境遇のうち、資源と厚生を除いたいかなる側面がアドバンテージ概念によつて考慮されるか、という点である。ここでは、そうした側面の一つの候補として個人の自律性を取り上げたい。というのも自分の活動を自分自身で管理できるという意味での自律性の欠如は、それ自体では資源の不足と厚生の不足のどちらにも属さないが、人々がこうむる不利益の一つに数えられると思われるからである。

だが、ドゥオーキンの資源の平等においては、物的資源と個人の資質のどちらにも属さない、こうした自律性の欠如は看過される恐れがある。なぜなら、ドゥオーキンは自己の支持する平等な分配を既存の社会において実現するという実践的な課題に関しては、再分配政策を提案しているからだ。ここでは生産の過程における資本所有者と賃金労働者の間の自律性に関する境遇の相違は温存されたまま、事後的に所得の不平等の解消が図られることになる。他方、厚生の平等では、もし労働者が自身の境遇に適応的に選好を形成し、その結果、資本所有者と同程度の厚生のレベルに達することができれば、両者の間の自律性に関する境遇の相違は無視されてしまう。

では、コーエンの場合はどうであろう。前述の通り、彼はアドバンテージに厚生と資源以外のいかなる側面を含めるべ

きを明示していない。したがって、彼が自律性をアドバンテージの一部と見なすことを許容するかに関しては推測の域を出ない。だが、ここで注目したいのは、彼が『自己所有権・自由・平等』(1995)のなかで行っている、リバタリアニズムの代表的論者であるロバート・ノージックの原初的取得の規則に対する批判である。

まず、ノージックの原初的取得の規則とは、ある人による未所有の資源の取得が許容されるのは、その取得によって他の誰の状態も悪化しない場合だけである、というものである。この規則は、専有によつてある人の立場が何らかの重大な面で悪化したとしても、そうした悪化を十分相殺するほどに他の面で改善される場合には、満たされる。

コーエンはこの規則を検討するために、ある例を提示する。それは、AとBの二人のうちAがそれまで共有されていた土地を専有し、Bを雇用して耕作に従事させるという例である。このときノージックの規則によれば、Bに報酬として与えられる収穫物の量が共有地においてBが一人で生産していたときの収穫物よりも多ければ、Aの専有は認められることになる。

しかしコーエンは、この規則がBの暮らし向きの変化を評価する際、彼がAの命令下に置かれるようになったことを、収穫物が増えたことよりも低く見積もっている点を批判す

る。⁽³⁵⁾つまり、コーエンはここで、ある人の境遇を評価する際、財の増減だけではなく、他の人の管理下に置かれることなく生活することができると否かという点にも同等の注意を払うべきであると指摘しているのである。

このことを踏まえると、コーエンは確かに「平等主義的正義」において明言してはいないものの、彼のアドバンテージ概念のなかに自律性という観点を含めることは、決して穿った見方ではなく、むしろ彼の意図に適った見方であると思われる。以上のように考えると、アドバンテージ概念の意義は資源と厚生との両者を考慮の対象とすることができる点にのみあるのではなく、自律性という、資源と厚生のどちらにも属さないものの、ある人の境遇を評価する上で重要な側面を考慮の対象とすることができる点にもあると言えよう。

結

以上に述べてきたように、コーエンは、現代の平等主義的分配論の展開の根底にありながら、それらの理論においては十分に表現されてこなかった責任的賠償という理念により忠実な構想を目指した。そして、彼がその過程で提示したアドバンテージとアクセスという二つの概念は、従来の平等をめぐる議論の枠組みそのものの修正をせまる非常に示唆的なア

イデアであった。こうした特徴を持つ彼の分配的正義の構想は、平等主義的な分配を支持する者にとって見過ごすことのできない重要性を有する見解であると言えるだろう。

今後は、従来の平等の枠組みに代わる新たな平等の枠組みとしての彼の構想が、同様の意図を持つ他の分配的正義の諸構想に対してどのような独自性を有するのか、また、彼が自己の支持する平等な分配を既存の社会において実現させるためにどのようなアプローチを必要と考えるのか、といった点を考究し、コーエンの平等に関する思索の全体像を把握することに努めたい。

注

- (1) ここで言う「非自発的な不利益」とは「それをこうむる人自身が行った、もしくは行っている、または行ったであろう選択を適切に反映していないために、その人に責任を負わせることができな不利益」(Cohen, G.A., *On the Currency of Egalitarian Justice*, *Ethics*, vol.99, no.4, 1989, p916) である。
- (2) 厚生主義とは、個々人が結果として獲得する主観的厚生水準のみを情報的基础にして、資源配分の公正さを判断する立場である。(高増明・松井曉編『アナリティカル・マルキシズム』ナカニシア出版、一九九九年、一五四頁)
- (3) W. キムリック(千葉真、岡崎晴輝他訳)『新版 現代政治理論』日本経済評論社、二〇〇五年、一〇九頁
- (4) 『新版 現代政治理論』、一〇四―一〇六頁
- (5) 『アナリティカル・マルキシズム』、一六四―一六五頁
- (6) *On the Currency of Egalitarian Justice*, p908
- (7) *Ibid.*, p908, 911
- (8) *Ibid.*, p908 なお、ブルート・ラックとオプジョン・ラックの区別を最初に提案したのはドゥオーキンである。
- (9) *Ibid.*, p916
- (10) 効用関数とは財の量と財から引き出される効用の量の関係を表した関数であり、この関数は人によって異なる。
- (11) 「等価な選択肢の集合」とは、任意の二つの選択肢の集合が等しい数の選択肢を持ち、両者の n 個ある選択肢の間に一対一の対応関係があり、一方の集合の選択肢が持つ期待効用がもう一方の集合の対応する選択肢の期待効用と等しい場合を言う。「アナリティカル・マルキシズム」、一四七―一七〇頁)
- (12) *On the Currency of Egalitarian Justice*, p923, 929
- (13) *Ibid.*, p923
- (14) *Ibid.*, p929
- (15) ここで言う「不運な効用関数」とは、財から効用を引き出す効率が悪いために高価な嗜好をもたらす効用関数である。なお、コーエンはこの効用関数を資源に組み入れようとする見解を、資源と厚生との対比に無自覚な見解として退ける。(*Ibid.*, p922, footnote 28.)
- (16) *Ibid.*, p923 なお、() 内は訳者による。
- (17) *Ibid.*, p918-919
- (18) ある意味において彼は常人が持つ能力を欠いていると言える。それは痛みを伴わずに腕を動かす能力である。この解釈では彼がこうむっている不利益は厚生不足ではなく資源の不足として特徴づけられる。しかし、コーエンによれば、この解釈は資源のなかに厚生観点を密輸入した解釈ではない。(*Ibid.*, p919)
- (19) *Ibid.*, p920
- (20) *Ibid.*, p922

- (21) Ibid., p931
- (22) Ibid., p931
- (23) Ibid., p921
- (24) Ibid., p909
- (25) Ibid., p925
- (26) Ibid., p920
- (27) Ibid., p917, footnote 18.
- (28) Ibid., p916
- (29) Ibid., p916-917
- (30) Ibid., p941
- (31) Ibid., p920
- (32) 「アナリティカル・マルキシズム」、一四七頁
- (33) 『新版 現代政治理論』、一三二～一三三頁
- (34) G・A・コーエン（松井暁・中村宗之訳）『自己所有権・自由・平等』青木書店、二〇〇五年、一〇七～一〇八頁
- (35) 『自己所有権・自由・平等』、一〇八頁
- (36) センの「基本的潜在的効力の平等 (equality of basic capability)」は、財と財を用いて得られる効用の中間にある機能充足 (functioning) に注目した分配的正義の構想であり、コーエンと同様、従来の枠組みに代わる新たな平等の枠組みを提示する試みであると言える。（川本隆史『現代倫理学の冒険——社会理論のネットワークイングへ——』創文社、一九九五年、八八頁）

（その・たつや 筑波大学大学院博士課程
人文社会科学研究所 哲学・思想専攻）